

## 郡山市土地区画整理事業に関する証明、閲覧及び謄写事務取扱要領

平成21年4月1日制定

平成22年4月1日一部改正

平成26年4月1日一部改正

平成29年9月1日一部改正

令和3年4月1日一部改正

令和4年11月1日一部改正

[都市構想部区画整理課]

### (目的)

- 1 この要領は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）、同法施行令（昭和30年政令第47号。以下「令」という。）及び同法施行規則（昭和30年建設省令第5号）に基づき、郡山市が施行する土地区画整理事業（以下「事業」という。）の証明、閲覧及び謄写に関して必要な事項を定め、もって事務処理の統一的、かつ、能率的な運営を図ることを目的とする。

### (守秘義務)

- 2 事業に関する事務は、その性格上、個人の生命及び財産の状況に関するものが多いため、証明、閲覧及び謄写の事務処理をするにあたっては、その内容が第三者に漏れることのないよう慎重に取り扱うものとする。

### (用語の定義)

- 3 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 証 明 一定の仕様により作成した証明書の用紙に必要な事項を記載し、施行者印を押印のうえ申請人に交付することをいう。
  - (2) 閲 覧 申請人が事業に関する簿書を見ることをいう。
  - (3) 謄 写 申請人が事業に関する簿書を複写することをいう。

### (証明の種類及び様式)

- 4 事業に関する証明の種類及び様式は、次のとおりとする。また、申請人から法令等の規定により、別様式による証明を求められた場合は、その様式によることができる。なお、各号の申請に必要な添付書類は別に定める。
  - (1) 仮換地指定等証明（別記様式1）
  - (2) 底地証明（別記様式2）
  - (3) 保留地証明（別記様式3）
  - (4) 保留地仮契約証明（別記様式4）

- (5) 道路幅員証明（別記様式5）
- (6) 家屋等移転又は除却証明（別記様式6）
- (7) 家屋等移転又は除却補償証明（別記様式7）
- (8) 重ね図に基づいて作成された証明（従前地地積測量図の証明）
- (9) 土地区画整理事業清算金納付済証明書（別記様式8）
- (10) 町名地番変更証明書（別記様式9）
- (11) その他の証明（その他土地区画整理事業に関する証明で特別な理由により必要と認められるもの）

（閲覧及び謄写に供する簿書）

5 閲覧及び謄写に供することのできる簿書は、次のとおりとする。

- (1) 法第84条に規定する関係簿書
  - ア 事業計画書
  - イ 換地計画に関する図書（県知事の認可後に限る。）
- (2) 令第73条に規定する関係簿書
  - ア 事業に関し、施行者が受けた行政庁の認可その他の処分を証する書類
  - イ 確定選挙人名簿
  - ウ 土地区画整理審議会の意見（同意又は不同意の意見を含む。）を記載した書類
  - エ 施行地区内の宅地について権利を有する者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその権利の内容を記載した簿書
- (3) 仮換地図（個人情報に記載がないもの）
- (4) 従前地調書（仮換地指定されたものに限る）

（申請人の制限）

6 申請人の制限は次のとおりとする。

- (1) 第4項第4号、第7号、第9号、及び第10号のうち個人情報を含むものの申請人は、本人、相続人及び法令等により土地の処分等の権原を有する者並びにこれらの者から委任を受けた者に限る。なお、いずれの場合も申請人の権利の範囲内とする。
- (2) 第5項第1号及び第2号の申請人は、本人、利害関係者、相続人及び法令等により土地の処分等の権原を有する者並びにこれらの者から委任を受けた者に限る。なお、いずれの場合も申請人の権利の範囲内とする。
- (3) 前2号に規定する申請人の種類及びその確認方法は、次のとおりとする。
  - ア 本人
    - 土地の所有権（保留地予定地については停止条件付き引渡請求権）若しくは借地権を有する者又は証明内容に係る物件所有者をいう。確認方法は、身分証明書、運転免許証、個人番号カード、健康保険証、納税通知書若しくは国、地方公共団体若しくは公的機関（団体）が発行した資格、免許等を証する書面若しくは印鑑登録証

明書及びその実印の提示を求める又は面識などの方法により確認するものとする。  
以下、申請人自身の確認は、この方法によるものとする。

イ 利害関係者

事業に関係のある土地若しくはその土地に定着する物件又は事業に関係のある水面について権利を有する者をいう。利害関係を有する書類等の提示を求め、利害関係の有無を確認し、更に利害関係者自身であるかを確認するものとする。なお、利害関係を有する書類等を提示することができない場合には、別記様式第10により、利害関係を有する書類等に代えることができる。

ウ 相続人

本人又は利害関係者の相続権を有する者をいう。本人又は利害関係者の戸籍謄本の提示を求め、本人又は利害関係者の死亡及び相続権の有無を確認し、更に相続権者自身であるかを確認するものとする。

エ 法令等により土地の処分等の権原を有する者

法令等により土地の処分等をする権原を有する者をいう。権原を有することを証する書面等の提示を求め、権原の有無を確認し、更に当該権原を有する者自身であるかを確認するものとする。

オ 委任を受けた者

委任者の署名及び押印（印鑑登録証明書を添付）された委任者からの委任状等を持参した者をいう。更に委任を受けた者自身であるかを確認するものとする。

(4) その他

特別の理由により区画整理課長が必要と認める者。

(申請手続)

- 7 申請人は、申請用紙に必要事項を記載し、手数料を添え申請しなければならない。なお、遠隔地その他の理由により自ら来庁できない場合は、申請に必要な添付書類、手数料及び返送料等を添え、郵便による申請をすることができる。

(手数料等の徴収)

- 8 証明書の交付及び閲覧の際には、郡山市手数料条例（平成11年12月21日郡山市条例第46号）の規定に基づき手数料を徴収するものとし、その取り扱いは、別表に定めるところによる。複写については1枚につき10円を徴収するものとする。

(その他)

9 その他の事項

- (1) この要領に定めるもののほか、事業に関する証明、閲覧及び謄写事務に関し必要な事項は、区画整理課長が定める。
- (2) この要領に基づく、区画整理課が担当する事務については郡山市事務決裁規程に準

ずる。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年11月1日から施行する。

別表（第8項関係）

種類		単位	金額
証 明	仮換地指定等証明	仮換地 1 筆	郡山市手数料条例に定める金額
	底地証明	仮換地 1 筆	
	保留地証明	保留地予定地 1 筆	
	保留地仮契約証明	保留地予定地 1 筆	
	道路幅員証明	1 件	
	家屋等移転又は除却証明	1 件	
	家屋等移転又は除却補償証明	1 件	
	重ね図に基づいて作成された証明	1 件	
	土地区画整理事業清算金納付済証明書	1 件	
	町名地番変更証明書	1 件	
	その他の証明	1 件	
閲 覧	事業に関し、施行者が受けた行政庁の認可その他の処分を証する書類	1 件	郡山市手数料条例に定める金額
	事業計画書	1 冊	
	換地計画に関する図書	1 冊	
	確定選挙人名簿	1 冊	
	審議会の意見を記載した書類	1 冊	
	施行地区内の宅地について権利を有する者の氏名及びその権利の内容を記載した簿書	1 冊	
	仮換地図（個人情報記載がないもの）	1 葉※	

※注 事業施行地区別に 1 葉とみなす。